

委員会記録の全文記録化について（素案）

委員会記録を、音声記録と概要を記載した文書により作成する方法から、全文記録により作成する方法に改める。

1 実施時期

平成30年4月1日以後に開催する委員会の記録について実施する。

2 掲載項目

- (1) 会議の名称
- (2) 日時
- (3) 場所
- (4) 出席委員及び欠席委員
- (5) 出席説明員
- (6) 事務局職員
- (7) 付議事件
- (8) 会議の経過及び会議結果
- (9) その他委員長において必要と認めた事項

3 公開時期

委員会の開催日から、常任委員会及び議会運営委員会の記録はおおむね2カ月後、予算・決算特別委員会の記録はおおむね3カ月後とする。なお、公開の時期については、平成30年度の実施結果を見て、必要に応じ見直すこととする。

4 公開方法

- (1) 議会事務局等での公開
議会事務局、文書館、中央図書館及び各地区図書館で公開する。
(インターネット環境を持たない利用者のため、従来どおり図書館等においても公開する。)
- (2) 市議会ホームページでの公開
市議会ホームページの会議録検索システムにより公開する。
なお、同システムに掲載されるまでの間は、PDF ファイル形式で掲載する。
また、会議録検索システムへの掲載は四半期ごとに行う。